

慈雲の袈裟研究と実践の意義

松村 薫 子

慈雲（一七一八—一八〇四）は、江戸時代に活躍した僧侶で、正法律を唱え、戒律どおりの生活を重視し、梵字や袈裟など様々な研究を行った。慈雲は、『方服図儀』などの著作を著し、正しい袈裟のあり方を広めるとともに、「千衣裁製」という如法衣（教え通りの袈裟）を千領（千枚）縫って寺院へ配るという実践活動を行った。日本の袈裟の歴史や展開を考える上で、慈雲の袈裟研究や実践のありよう、ならびにその後いかに影響を及ぼしたかという考察は重要である。そこで、慈雲の袈裟研究や実践の特徴を明らかにするとともに、後世にどのような影響を与えたのかについて考察する。

慈雲は、当時の日本の袈裟の間違いを指摘し、經典のみならず、仏像、仏画、袈裟の遺品も幅広く参照し、正しい袈裟の衣財、色、着け方、縫い方等について述べている。慈雲は、袈裟の「紐の位置」と「着用法」の間違いを指摘し、正しいあり方を示した。

しかし、『方服図儀』等の袈裟研究書を著しても、如法衣が一向に広まる気配がなかった。そこで慈雲は、如法衣を千領作って配布する「千衣裁製」を行った。この「千衣裁製」は、慈雲四十九歳の明和三年（一七六六）から、入寂翌年の文化二年（一八〇五）の約四十年間を経てつくられた。第一衣は、浄照

尼、浄如尼母子の発願によりつくられた。作られた袈裟は『千衣裁製簿』に詳しく記載されている。千衣は、完成の後、寺院や個人に広く配られた。

慈雲の実践活動は、後に多くの影響を与えた。海如（一七一八—一八七三）と釈雲照（一八二七—一九〇九）は、千衣をつくるなど影響を受けた。

また、慈雲の実践は曹洞宗にも影響を与えた。明治時代に現れた曹洞宗僧侶、沢木興道（一八八〇—一九六五）は、慈雲の千衣に影響を受けている。沢木興道は、如法衣を勉強する際に『方服図儀』や高貴寺の千衣を参照している。沢木興道と、弟子の久馬慧忠らは、福田会という袈裟を縫う会をつくり、袈裟製作という実践を行っている。福田会の袈裟の講義では、『正法眼蔵』だけでなく『方服図儀』についても説明を行う。高貴寺へ出向き、慈雲の千衣を直接みて学ぶ機会も持っている。

さらに、僧侶以外の人々にも影響を与えた。平成十五年に行われた慈雲尊者二百年の御遠忌記念事業で「千衣発願」がなされ、多くの人々で千衣を縫った。この活動により、袈裟に全く関心なかった一般の人々も関心を持ち、袈裟の重要性や意味というものを知った。

以上のように、慈雲の袈裟研究は、經典のみならず、仏像、仏画、遺品なども幅広く参照して袈裟研究を行った点と、「紐の位置」と「着用法」の改善を示した点が特徴である。さらに、慈雲の最大の特徴は、千衣を縫うという「実践」を行ったことである。この実践により、後世に現れた海如や釈雲照などの僧侶が千衣裁製を行い、さらに如法衣を広めることにつながった。

た。また、真言宗のみならず曹洞宗にも多大な影響を与えた。袈裟は、経典の記述をもとに製作するのは非常に難しい。慈雲は、如法衣を実際に作って広める実践活動を行ったため、袈裟の正しい製作方法や色・衣材等を詳しく伝えることが可能となった。正しい袈裟の姿が日本に今日伝わっているのも、慈雲の実践が大きく影響しているといえよう。慈雲の袈裟研究と実践は、日本における袈裟のあり方や製作活動において非常に重要な意味を持っていたといえる。

慈信房善鸞上人義絶問題について

藤井 淳

慈信房（善鸞上人）義絶問題とは、親鸞が自子である慈信房を義絶したとされる問題である。一般に義絶の原因となったとされる、慈信房の行為とは、親鸞が関東より京都に戻った後、親鸞門弟の或る者が「積極的に悪をなすことこそが弥陀の救済にあずかることである」と造悪無碍を主張し、社会的問題を引き起こしたため、親鸞が慈信房を関東に派遣して鎮静化を図ろうとした。しかし慈信房は自分自身が教団を統括しようと、関東の門弟たちについて親鸞に讒言したとされる。当初、親鸞は慈信房を信用していたが、ついに慈信房の虚偽が明らかとなったので、一転して門弟側を信頼し、慈信房を義絶するにいたったとされる。以上は慈信房に対する義絶があったとされる場合の

一般的理解で、慈信房に対する義絶そのものがなされたか否かは以下に述べるように資料の解釈により、論者は文献学的立場から義絶はなかった、したがって義絶関係書簡は真作ではないとする立場に立つ。

義絶に関係する第一次資料は、親鸞真筆としては存在しないが、義絶通告状と呼ばれる『血脉文集』第二通（性信宛）と「慈信房宛義絶状」（顕智書写）である。この両書簡の真偽の信憑性を巡って様々な議論が行われてきたが、慈信房義絶の理由とされた「母の尼に対するそらごと」と「萎める花」については、梅原隆章氏が「慎重な再検討が必要」としながらも、その後、特に進展が見られてはおらず、本発表ではこの二点を問題とする。

義絶状では世間的な問題として、慈信房が母の尼に対してでたらめを言っているとされている。この個所は発見以来難解とされてきたが、その理解のためには、当時の相続問題を踏まえる必要がある。『御成敗式目』第二十二・第二十五・第二十八・第三十・第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百条の『源氏物語』の渋谷定仏の相続、『北条重時家訓』第二十四条などを踏まえると、当時、継母の讒言を理由とする先妻の子に対する義絶がしばしば行われ、その義絶状も偽作である可能性があったことがうかがわれる。論者は、義絶状の作成者は、関東の一般聴衆に対して慈信房の印象を悪くするために「慈信房は実の母親（恵信尼）が生きているにも関わらず、親鸞の自分（慈信房）に対する不信は継母の讒言に基づくもので、自分には非がないと周囲のものに吹聴している」としたと考える。つまり、慈信房は現に生きている恵信尼をあたかも継母のように扱って